

最高裁の決定について

平成24年11月5日

弁護士 渡邊 祐樹

東京高等裁判所の不当な決定に対する最高裁判所への特別抗告は、残念ながら棄却されてしまいました。

そもそも、特別抗告は、「憲法の解釈の誤りがあること」または「憲法の違反があること」を理由とするときという、極めて限られた場合にしか認められておらず、最高裁判所の本件の決定の理由も「本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。」というものでした。

これは、最高裁判所は非常に多くの事件を抱えているので、効率化のために扱う事件を限定するためのもので、正当なことのようにも思われますが、実は非常に問題があるのです。

すなわち、最高規範である憲法の法律は法令によって具体化されているため、個人の権利を規定した法律の背後には憲法が流れているにもかかわらず、これでは、すべての抗告が「単なる法令違反」とされて、最高裁判所での判断を得る機会を奪われてしまうことになるのです。

極端に言えば、法律で権利が保障されているほど、最高裁判所では取り扱ってもらえないことになるのです。

今回はあくまでも仮処分に対する決定ですので、今後は本裁判を提訴して、再び地方裁判所から闘っていくことになります。

以上